



賃金未払い

解雇

パワハラ

など..

時間延長・土日もどうぞ！

# 労働相談週間

令和5年

2月4日(土)～2月10日(金)

2月4日(土)・5日(日) 9:00～12:00、13:00～17:00  
2月6日(月)～10日(金) 8:30～12:00、13:00～19:00

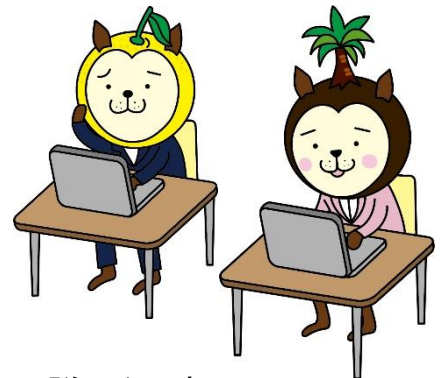
※通常は平日の8:30～12:00、13:00～17:00

働くあんしんサポートダイヤル

0985-26-7538

無料

秘密厳守



☆相談方法：電話、面談(要予約)、FAX、  
HP上の相談フォーム

☆対象者：県内の事業所などに勤務する  
労働者及び使用者

☆場所：宮崎県労働委員会事務局  
(県庁3号館6階)

詳しくは裏面を  
ご覧ください



主催：宮崎県労働委員会

**賃金未払い、解雇、パワハラ**など、職場では様々なトラブルが発生します。

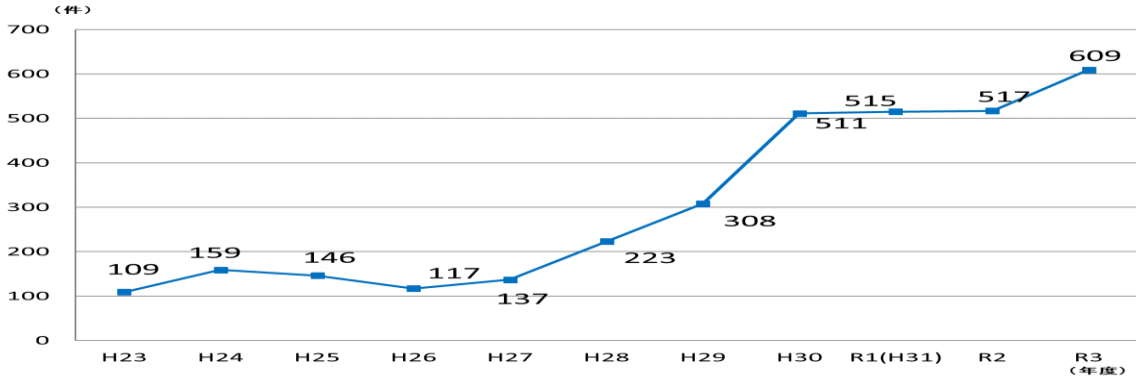
「どこに相談すればいいのか分からない・・・」  
「こんなこと相談していいのかな・・・」

そんなお悩みをお持ちの方へ、お知らせします。

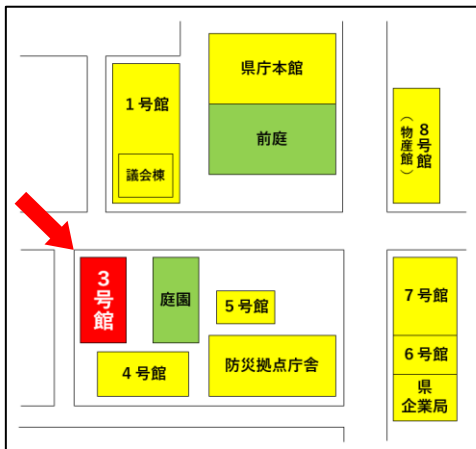
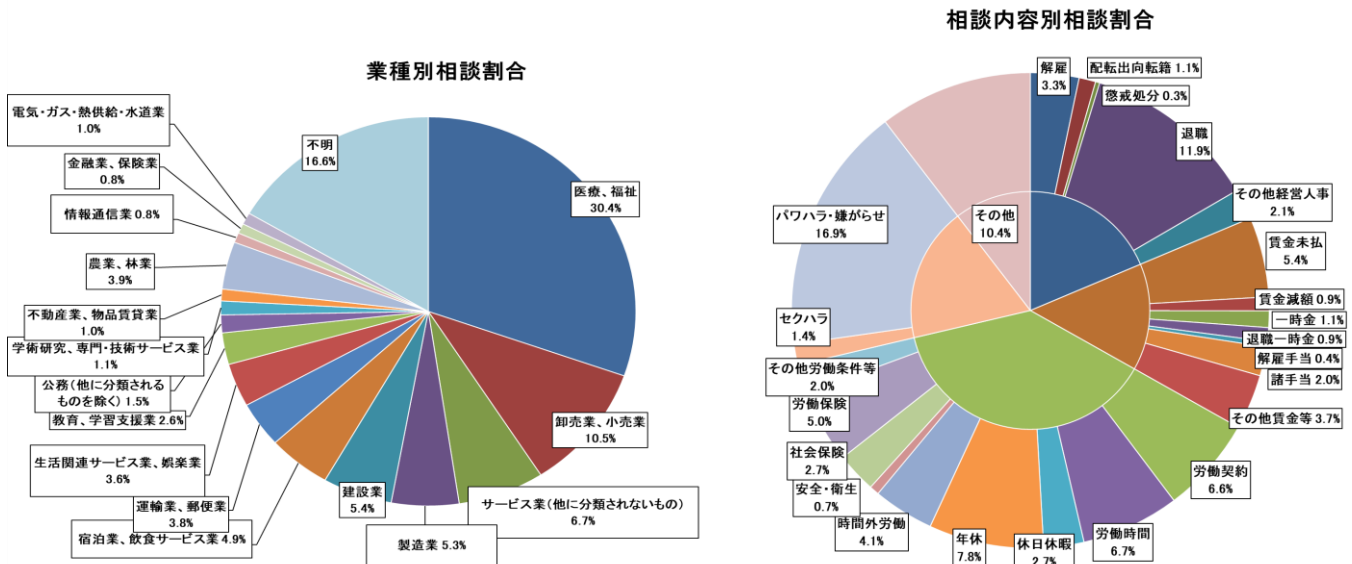
宮崎県労働委員会では、職場のトラブルについて、**秘密厳守・無料**で相談を受け付けています。

労働に関するお悩みであればお受けしますので、お気軽にご相談ください。労働組合や使用者からの相談もお受けしています。

## 労働相談件数の推移



## 令和3年度の労働相談受付状況



駐車場についてはお問い合わせください

## 宮崎県労働委員会

〒880-0805

宮崎市橘通東1丁目9番10号

(県庁3号館6階)

TEL:0985-26-7538(相談専用)

FAX:0985-20-2715



◀ 労働委員会  
ホームページ